

氏名 (法人にあっては名称)	防衛省
住所	東京都新宿区市谷本村町5番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和3年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	国家公務 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：9731)
事業の概要	行政機関

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

統括責任者＝業務隊長 推進責任者＝環境改善委員長

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,115 t-CO ₂	3,992 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		3,992 t-CO ₂	3.0 %

目標設定の考え方	空調負荷の低減・高効率照明への更新を順次進め、CO ₂ 排出抑制に努めます。
----------	---

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<ol style="list-style-type: none"> 1 LED照明器具への更新 2 空調設定温度の政府推奨値（冷房28℃、暖房19℃）の徹底 3 事務用機器の老朽更新に伴う省エネルギータイプへの順次更新

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

<p>特になし</p>

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<ol style="list-style-type: none"> 1 隊員に対する省エネルギーに係る指導 2 省エネルギー設備への更新

5 その他の取組

<ol style="list-style-type: none"> 1 エネルギーの使用量を原単位で年1%を削減するために、生活環境委員会で隊員へ周知 2 各設備等の点検を実施するとともに効率的な運転を実施 3 不要な照明及び事務機器の電源オフ
--

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをい
 *8 環境価値とは、ワットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	陸上自衛隊海田市駐屯地
事業所の所在地	広島県安芸郡海田町寿町2-1
事業所の業種	国家公務
事業の概要	行政機関

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	4,056 t-CO ₂	3,934 t-CO ₂	3.0 %
温室効果ガス みなし排出量		3,934 t-CO ₂	3.0 %
目標設定の考え方	空調運転の政府推奨温度の徹底、事務機器の老朽に伴う省エネルギー機器への更新及び不要な照明の消灯により、二酸化炭素の排出量を年1パーセント削減することを目標とする。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>1 LED照明器具への更新 2 空調設定温度の政府推奨値（冷房28℃、暖房19℃）の徹底 3 事務用機器の老朽更新に伴う省エネタイプへの順次更新</p>

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

<p>特になし。</p>

2 その他の取組

<p>昼休の一斉消灯 ボイラーの効率的な運転</p>
